

建退共様式の押印廃止について

標題につきまして、厚生労働省から、(参考資料) のとおり、押印を求める手続の見直し等のための中小企業退職金共済法施行令及び中小企業退職金共済法施行規則の改正について通知されるとともに、あわせて、政省令事項以外で共済契約者や被共済者等に押印を求めている手続についても同様の見直しを行うよう通知されました。

つきましては、今後の押印及び署名の取扱いを令和3年1月4日より以下のとおりとすることといたしましたので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【全般】

- 令和3年1月4日支部受付分より各種申請書における押印を廃止します(訂正印も含みます)。
- 既に配布済みの申請書で「印」欄があるものにつきましては、押印がなくても受け付けます。
- 建退共ホームページ掲載の各種申請書様式(ダウンロード様式)については、順次新様式に変更される予定です。

【退職金請求書(ダウンロード不可様式)】(別添、「建退共本部からのお知らせ」)

- 請求人印及び事業主証明印について押印を廃止します。
※請求人印及び事業主・代表者名・共済契約者番号等は必ず記入してください。
- 金融機関口座確認印も廃止しますが、代わりに通帳又はキャッシュカード等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号の分かる箇所)を添付してください。
※既に金融機関口座確認印を受けている退職金請求書等を提出された場合はこの限りではありません。
- 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書についても押印を廃止します。
- 遺族請求時の委任状につきましては、チェックボックス□を設け、該当者に「」していただく等の対応となる予定です(提出前にご相談ください)。
- 新様式(印欄なし)は、令和3年10月までに配布できる予定ですが、当面の間は現行の様式をご使用いただきますようお願いいたします。

【加入・履行証明願】

- 申請者欄の「印」についても押印は廃止となりますが、建退共支部による証明印は継続して押印します。

【その他様式】

- 以下の様式についても押印は廃止となりますが、支部にて確認事項等がございますので提出前にご相談ください。
 - ・建設業退職金共済契約申込書(様式第001号)
 - ・建設業退職金共済契約解除同意書(様式第016号)